

加古川市上下水道局工事検査要領

平成 10 年 4 月 1 日
加古川市水道局訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加古川市上下水道局が発注する工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。以下同じ。）の適正かつ効率的な施工を確保するため、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 10 年水道事業管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）第 34 条の規定に基づき工事の検査に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 工事検査担当又は工事担当課長をいう。
- (2) 工事検査担当 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命した工事検査業務に従事する職員をいう。
- (3) 工事担当課長 当該工事を所管する課の長をいう。
- (4) 監督員 加古川市上下水道局工事監督要領（平成 10 年訓令第 7 号）第 2 条第 1 号に規定する職員をいう。

(検査の種類)

第 3 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成の確認をするための検査
- (2) 部分完成検査 工事の施工途中において、工事の完成部分の使用を必要とする場合に行う当該完成部分の確認をするための検査
- (3) 出来高検査 工事の施工途中において、部分払いの必要がある場合に行う工事の既済部分の確認をするための検査
- (4) 中間検査 工事の施工途中において、管理者が必要と認めた事項の確認をするための検査
- (5) 手直し検査 工事の手直し等を指示した場合において、当該指示事項の確認をするための検査

(検査)

第 4 条 検査員は、それぞれ次に掲げる工事の検査を行うものとする。

- (1) 工事検査担当 予定価格が 200 万円を超える工事
- (2) 工事担当課長 予定価格が 200 万円以下の工事

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、工事検査担当が必要と認めるときは、工事担当課長に協議し、検査を委任することができる。

(検査の実施)

第5条 検査員は、監督員から完成検査、部分完成検査、出来高検査若しくは中間検査の依頼を受けた場合又は中間検査の必要があると認めた場合は、速やかに検査を行わなければならない。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、当該工事の監督員及び受注者の立会いのうえ、検査を行わなければならない。

(検査の方法)

第7条 検査は、工事の出来高について、工事請負契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類に基づいて行うものとする。

2 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、工事の受注者に対して検査目的物の一部の破壊その他の措置又は当該工事に関する書類若しくは資料の提出若しくは事実の説明を求めることができる。

(検査の中止等)

第8条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。

(1) 受注者が検査員の指示に従わないとき、又は検査を妨害したとき。

(2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わないとき。

(3) その他適正な検査ができないと認めたとき。

2 検査員は、前項の規定により検査を中止したときは、直ちに管理者に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(検査合格の場合の措置)

第9条 検査員は、検査の結果、受注者の給付が契約の内容に適合したものであると認めるときは、契約規程第39条第1項に規定する完成検査調書、部分完成検査調書又は出来高検査調書を作成し、管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、検査員は、部分完成検査において、請負代金の支払を伴わない場合は、同項に規定する部分完成検査調書の作成を省略することができる。

3 検査員は第1項の規定による完成検査調書又は部分完成検査調書を作成した場合は、検査結果通知書(様式第1号)により受注者に通知しなければならない。

4 検査員は、第1項の規定による出来高検査調書を作成した場合は、既済部分確認通知書(様式第1号の2)により受注者に通知しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第10条 検査員は、検査の結果、受注者の給付が契約の内容に適合しないものであると認めるときは、直ちに手直し、改造等是正を要する事項を検査指示書(様式第2号)により、監督員に指示しなければならない。

(検査を委任して行った場合の措置)

第11条 管理者は、契約規程第38条の規定により検査員以外の者に委託して検査を行わせ、検査結果の報告を受けた場合は、前2条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項及び前

条中「検査の結果」とあるのは「委託による検査の結果」と読み替えるものとする。

(検査台帳)

第 12 条 検査員は、検査の結果を明確にしておくため、検査台帳（様式第 3 号）を工事ごとに作成しなければならない。

(工事の成績評定)

第 13 条 検査員は、検査合格後、別に定める基準により、工事成績の評定を行わなければならない。

(検査員の心得)

第 14 条 検査員は、検査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 常に公平かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- (3) 業務の遂行に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 不正又は不当の行為を発見した場合は、その原因について十分な考察を行うこと。

(緊急措置)

第 15 条 検査員は、検査に当たり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに管理者に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 20 日 加古川市水道局訓令第 7 号）

この要領は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日 加古川市水道局訓令第 8 号）

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日 加古川市水道局訓令第 10 号）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日 加古川市水道局訓令第 17 号）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 加古川市水道局訓令第 5 号）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 加古川市上下水道局訓令第 14 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 加古川市上下水道局訓令第 7 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日 加古川市上下水道局訓令第 3 号）

この要領は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日 加古川市水道局訓令第 1 号）

（施行期日）

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後に契約を締結した工事について適用し、令和 5 年度までに契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 加古川市水道局訓令第 5 号）

（施行期日）

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、令和 7 年度以後に契約を締結した工事について適用し、令和 6 年度までに契約を締結した工事については、なお従前の例による。